

1. 国連安保理決議1540の採択

2004年4月に採択。すべての国に対して以下を義務付け。

大量破壊兵器等の開発等を企てる非国家主体へのいかなる形態での支援提供の禁止

非国家主体による大量破壊兵器等の開発等への従事、援助、資金提供の禁止のための効果的な法律の採択・執行

大量破壊兵器・関連物資の適切な管理(安全確保策、防護措置、不正取引・仲介の抑止等、輸出・通過・積替・再輸出に関する適切な法令の確立等)

同決議は、平和への脅威に対する強制的措置などを定めた国連憲章第7章に基づき拘束力を持つ。各国は、同決議の履行について、国連安保理に設置された1540委員会に対して報告を求められる(我が国は本年3月に第2次報告書を提出済み)。

我が国で、対応について検討を要する部分は、以下の点。

大量破壊兵器等・関連物資の積替に係る管理

それらの陸揚げを伴わない領海等の通過、寄港に係る管理

大量破壊兵器等・関連物資の不正取引の仲介に係る管理

2. 海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)の改正

正式名称は「海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約」

シージャック(船舶の不法奪取、破壊等)を犯罪化し、裁判権の設定、犯人等の関係国への引き渡し又は自国の当局への付託を義務付け。

1992年に発効し、締約国は126か国。我が国は1998年4月に加入、同年7月に発効。寄託者は国際海事機関(IMO)。

2005年10月にその改正議定書が採択。

新たに、船舶そのものを使用した不法行為及び大量破壊兵器等・関連物質の輸送行為等を犯罪化の対象とし、これらの犯罪に従事しているとの合理的疑いのある船舶に対して、公海上において円滑な乗船等を可能とすることとなった。

改正議定書は、12か国が締結した日の後の90日目の日に、同議定書を締結した国について、効力を生じる。現在5カ国が署名。我が国は未署名。

犯罪化される具体的な行為としては、

- ・大量破壊兵器の船舶上での使用
- ・有害危険物質等の船舶からの排出行為
- ・船舶を使用した殺傷・損壊を与える行為
- ・大量破壊兵器及びその製造等に寄与する装置等の輸送行為
- ・本条約、テロ関連条約で規定された犯罪を行った者の輸送行為

適用範囲は、基本的に公海での航行。

領海・内水部分での大量破壊兵器等・関連物資の通過・寄港について規制を求める国連安保理決議1540の国内担保規制との関係を検討する必要。

3. PSI(拡散に対する安全保障構想)への参加

2003年5月、米国のブッシュ大統領が、訪問先のポーランドで「拡散に対する安全保障構想(PSI)」を発表し、日本を含む10カ国に参加を呼びかけ。大量破壊兵器等・関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組を行うというもの。

同年9月、PSIのパリ総会にてその目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言(Statement of Interdiction Principles)」を採択し、各参加国が大量破壊兵器等の拡散懸念国家及び非国家主体への拡散を阻止するための努力を共同で行うことについて合意した。現在、コアメンバーは日本を含む15カ国で、これらを含む60ヶ国以上が、阻止原則宣言を支持。

同宣言では、取るべき具体的な行動として、6つの行動が挙げられており、海上、航空、陸上において、大量破壊兵器等の輸送が合理的に疑われる場合には、停船・着陸命令、立入検査、関連貨物の押収を行うことが求められている。

2003年9月には、豪州東海岸沖合で第1回目の海上阻止訓練を実施。翌2004年10月には、我が国の主催で、「チーム・サムライ04」を相模湾沖合等において実施。米豪仏の艦船等や自衛隊、海上保安庁が参加した。その後も、2005年11月14～18日に英国主催の海上阻止訓練(Exploring Themis 05)が実施された。

4. ワッセナー・アレンジメントにおける通常兵器キャッチオール規制の導入合意

ワッセナー・アレンジメント(WA)は、地域紛争防止や通常兵器の過剰蓄積を防止する観点からの輸出管理のための国際合意。1996年に発足し、40カ国が参加。

2003年12月のWA総会において、国連武器禁輸国及び各地域の武器禁輸国に対するリスト規制対象品目以外の汎用品目の輸出等について通常兵器キャッチオール規制(ミリタリー・エンド・ユース規制)の導入について合意。

EUは既に同規制を導入し、米国は現在、政府部内において具体案を検討中であり、近々、パブリックコメントにかけられる見通し。

Statement of Understanding on Control of Non-Listed Dual-Use Items

(Agreed at the 2003 Plenary)

Participating States will take appropriate measures to ensure that their regulations require authorisation for the transfer of non-listed dual-use items to destinations subject to a binding United Nations Security Council arms embargo, any relevant regional arms embargo either binding on a Participating State or to which a Participating State has voluntarily consented to adhere, when the authorities of the exporting country inform the exporter that the items in question are or may be intended, entirely or in part, for a military end-use.*

If the exporter is aware that items in question are intended, entirely or in part, for a military end-use,* the exporter must notify the authorities referred to above, which will decide whether or not it is expedient to make the export concerned subject to authorisation.

For the purpose of such control, each Participating State will determine at domestic level its own definition of the term “military end-use”.* Participating States are encouraged to share information on these definitions. The definition provided in the footnote will serve as a guide.

Participating States reserve the right to adopt and implement national measures to restrict exports for other reasons of public policy, taking into consideration the principles and objectives of the Wassenaar Arrangement. Participating States may share information on these measures as a regular part of the General Information Exchange.

Participating States decide to exchange information on this type of denials relevant for the purposes of the Wassenaar Arrangement.

*Definition of military end-use

In this context the phrase military end-use refers to use in conjunction with an item controlled on the military list of the respective Participating State.

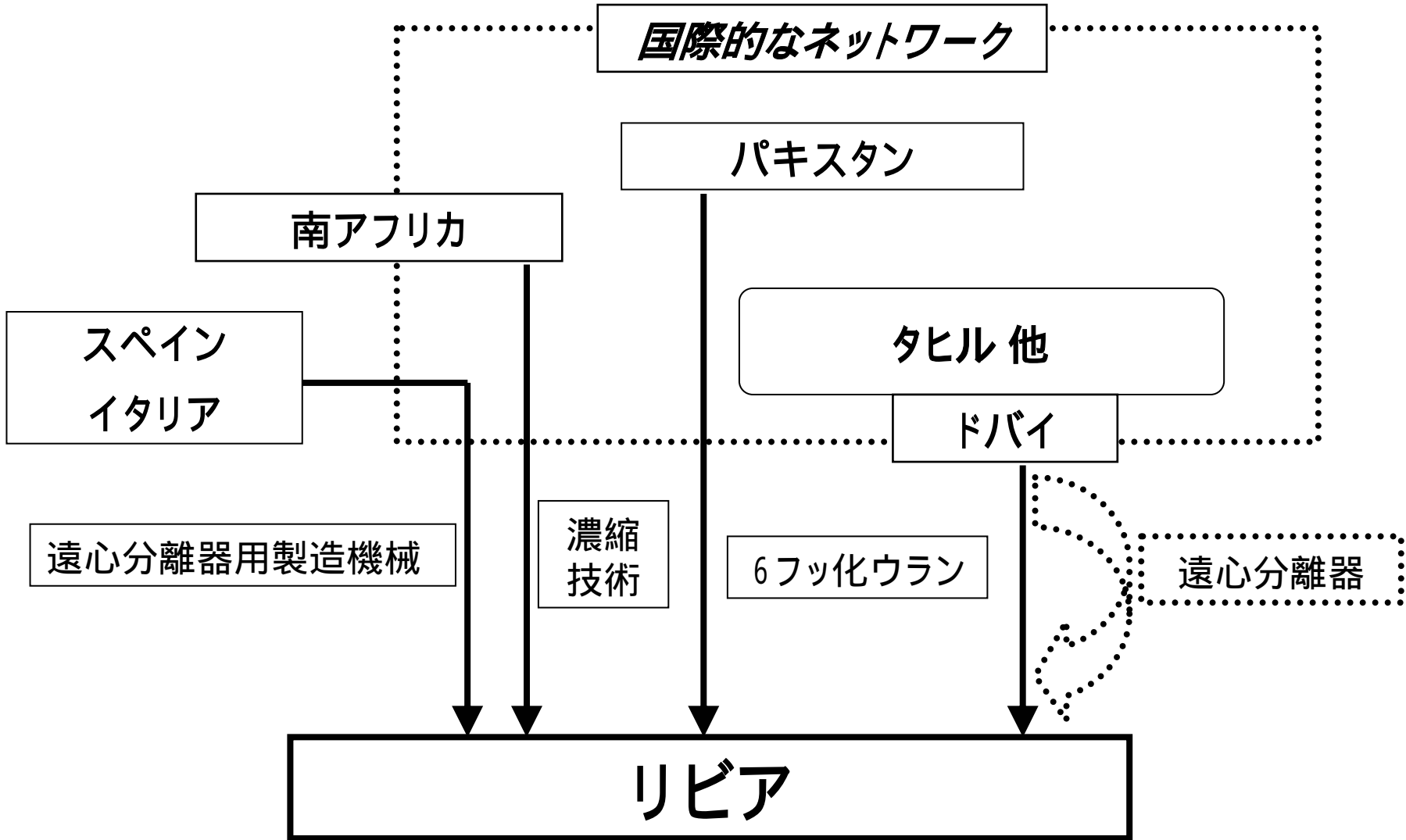
カーン博士(主な経歴)



Abdul Qadeer Khan

- 1936年 ・ボパール(Bhopal: 当時英領インド)にて出生
- 1960年代 ・ドイツの技術系大学に留学
- 1963年-67年 ・オランダのデルフト工科大学で冶金学を専攻
- 1972年 ・ベルギーのルーベンにあるカトリック大学で博士号取得
 - ・オランダのFDO (Physics Dynamic Research Laboratory) 社に就職
 - ・英仏蘭のウラン濃縮合弁会社URENCO社の遠心分離機用特殊冶金開発に従事
- 1974年 ・インドが核実験を実施
- 1975年 ・オランダ経済省がカーンを遠心分離機関係以外の部門に移すようFDO社に要請(同年、FDO社を退職)
- 1976年 ・パキスタンでERL設立(ERL:ウラン濃縮技術確立が目的)
- 1981年 ・ERL、A・Q・カーン博士研究所(KRL)と名称変更
- 2001年 ・カーンの核拡散活動を懸念した米国からの圧力によるムシャラフ大統領の命令で退職

リビアによる核関連物資の調達



出典: マレーシア警察のHP等を基に経済産業省作成

リビアによる遠心分離器の調達

国際的なネットワーク



B.S.A. Tahir



Urs F. Tinner

最終用途 (虚偽)

石油・ガス関連機材
の製造

技術支援

SCOPE (マレーシア)

自動車部品、精密機械製造

最終用途

遠心分離器関連機材
の製造

ドバイ

最終需要者 (虚偽)

2003年10月

イタリア

“BBC China”号

拿捕

最終需要者

リビア

テロリズムの措置に係る内外の動向及び国連等の 経済制裁措置の動向

1. テロリズム等の阻止に係る内外の取組状況

2001年9月11日の米国での同時多発テロ以降、テロ防止・根絶、大量破壊兵器等・関連物資等のテロリストへの流出防止に向けた国際的取組が強化され、我が国も国際的連携の下、国内法整備を図ってきている。

(1) 安保理決議1373の履行、テロ防止関連12条約の締結

国連その他の国際機関で作成された12本のテロ防止関連諸条約のうち、米国同時多発テロの時点で未締結であった爆弾テロ防止条約を2001年11月に、テロ資金供与防止条約を2002年6月に締結。これにより、テロ関連12条約全ての締結を完了した。

安保理決議1373(2001年9月28日に採択)では、テロ資金対策としてテロ行為のための資金供与の犯罪化、テロリストの資産凍結、テロリストへの金融資産等の提供禁止、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連条約の締結等を求めている。

上述のテロ資金供与防止条約及び安保理決議の国内実施法の柱の一つとして、外為法改正によるテロリストに対する送金規制が導入されている。

(2) 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(仮称)

1996年に国連総会で採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議を契機として交渉が開始され、2005年4月に国連総会で採択。我が国は、同9月に署名。

条約案のポイント

死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって、

1) 放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用等する行為

2) 放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等

を犯罪化。

裁判権の設定、関係国への犯人引き渡し又は自国の当局への事件の付託を義務付け。

(3) テロリスト等に対する資産凍結等: 後述

(4) 「テロの未然防止に関する行動計画」に基づく措置

政府(国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部)は、テロの未然防止を図るため、「テロの未然防止に関する行動計画」を決定し、その内容について2006年度までの措置完了を目指している。

具体的な防止対策としては、入国審査の強化、テロリストに対する入国規制、生物テロ・爆弾テロ等に使用される恐れのある物質の管理強化(輸入管理を含む)、テロ資金を封じるための対策強化(FATF(金融活動作業部会)勧告の完全実施等)等がある。

(5) 国連安保理決議1540

同決議では、大量破壊兵器等及び関連物質がテロリスト等の「非国家主体」に対して拡散することを阻止するための効果的措置をすべての国が採用・実施することを求めている。その措置のひとつとして、輸出等の管理の確立、発展、再検討等があげられている。

(6) G8、APEC等でのテロ対策

G8では、米国同時多発テロ直後の共同非難声明以降、テロ対策強化策のフォローアップがなされ、2002年6月のカナダスキス・サミットで「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を採択。その後も毎年サミットにおいて、テロ対策の強化が合意されている。2005年6月のグレンイーグルス・サミットでも、テロ対策の強化が柱のひとつとなった。APEC会合においても、タスクフォースの設置その他テロ対応のキャパシティビルディングの向上等のための取組みを始めとする広範な取組みのほか、テロ対策、大量破壊兵器等拡散防止のための輸出管理に関するキーエレメントを特定し、参加国に制度整備を呼びかけている(2004年)。

(7) 米国の大量破壊兵器拡散関与者に対する経済制裁措置

米国は、2005年6月に、大統領令を公布し、大量破壊兵器等の拡散に関与したとして指定する者に対し、制裁を行っている。米国内の資産が凍結され、これらの者との取引を米国企業が行うことも禁止される。

現在、20企業・個人(北朝鮮11社、イラン6社、シリア1社、スイス1社・1人、)

2. 国連安保理決議等に基づく経済制裁措置

国連安保理決議等に基づき、国家やテロリスト等に対して経済制裁措置が行われている。我が国では、主として外為法によりこれを実施。同法では、「国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」又は「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして対応措置を講ずべき旨の閣議決定が行われたとき」などを理由として、主務大臣(財務大臣及び経済産業大臣)は、所要の経済制裁措置を発動することができることとなっている(送金規制、資本取引規制、貿易規制)。

(1) 国家に対する経済制裁措置
過去に経済制裁を受けた主な国

対象国	契機	時期	制裁内容
南ローデシア	南ローデシア独立宣言	1966年～1980年	石油、民生品の禁輸等
イラク	クウェート侵攻及び湾岸戦争	1990年～2003年	全面禁輸等
リビア	パンナム機爆破事件関与	1992年～2000年	航空機、石油関連資材、武器禁輸等
新ユーゴスラビア	旧ユーゴスラビア民族紛争	1992年～2001年	全面禁輸等
シエラレオネ	内戦	1997年～98年 2000年～03年	武器、石油禁輸 ダイヤモンド禁輸 等
エチオピア・ エリトリア	内戦	2000年～01年	武器禁輸等

現在、経済制裁が続いている国

リベリア(武器、ダイヤモンド、木材)、コートジボワール(武器、ダイヤモンド)、
アフガニスタン(武器、無水酢酸)、ソマリア(武器)、ルワンダ(武器)、
コンゴ民主共和国(武器)、スーダン(武器)、イラク(武器、特定文化財)、
シエラレオネ(武器)

(2) テロリスト等に対する経済制裁措置

安保理決議(1267、1333、1390及び1373)に基づく安保理制裁委員会やG8主要諸国・EUにおいて、タリバーン関係者及びアル・カーイダ等のテロリストが指定され、経済制裁措置が実施。また、このほか、国連決議等によりイラク前政権の高官等が指定され、経済制裁措置が実施。

我が国では、外為法に基づき、資産凍結を実施(支払い及び資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約等)の規制)。

現在実施中の外為法に基づく資産凍結等の措置(平成18年3月15日現在)

送金規制等の対象	実施時期	実施根拠	対象者数
ミロシェビッチ前ユーゴスラビア大統領及び関係者	平成13年2月～	EU決議2488号	10個人
タリバーン関係者等	平成13年9月～	国連安保理決議1267号等	507個人 ・団体
テロリスト等	平成13年12月～	国連安保理決議1373号	
イラク前政権の機関等	平成15年5月～	国連安保理決議1483号	295個人 ・団体
イラク前政権の高官又はその関係者等			
リベリア前政権の高官又はその関係者等	平成16年8月～	国連安保理決議1532号	58個人 ・団体
コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等	平成17年11月～	国連安保理決議1596号	16個人 ・団体
コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等	平成18年3月～	国連安保理決議1572号	3個人

(2) 北朝鮮による拉致等に係る制裁のための外為法等の改正

北朝鮮による日本人拉致等に係る諸情勢を踏まえて、平成16年にかけて、議員立法により、以下の2つのいわゆる「経済制裁関連法」の制定又は改正が行われ、施行されている。

外為法の改正(平成16年2月施行)

改正前は、外為法で可能な経済制裁措置は、国際協調によるものに限られていたが、改正により、我が国単独でも行うことができるようになった。具体的には、「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置を講ずべきことを決定することができる。」旨、新たに規定され(第10条)、貿易規制、送金規制、役務提供規制、資本取引規制を行うことが可能となった(20日以内の国会承認が必要)。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成16年6月施行)

本法により、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議決定によって、特定の外国船籍の船舶等について、本邦の港への入港を禁止することができることとなった。

(参考) 船舶油濁損害賠償保障法の改正(平成16年4月改正)

平成17年3月以降、同法により、我が国に入港するすべての外航船舶に対し、船主責任保険加入が義務付けられたため、万景峰号92をはじめとした北朝鮮船舶の入港にも影響を与えた。

大量破壊兵器等・関連物資等の拡散防止等 に係る最近の国際動向